

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和32年3月31日となっており、社名をB社に変更した同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が32年4月1日となっているが、社名が変わっただけで、A社C工場に継続して勤務しており、社会保険料も控除されていた。申立期間についてA社の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の適格退職年金契約の一時金請求書から、申立人は、昭和31年4月に入社し、平成8年2月に退職するまで、A社C工場から社名を変更して新たに設立されたB社及び同社から社名変更したD社に継続して勤務したことが確認できる。

また、当時の同僚及び元従業員の供述から、申立期間当時、申立人の業務内容、勤務形態等に変化は無かったものと認められ、当該元従業員の中には、当時、A社C工場の社名が変わったことを認識していなかった者もみられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、現在のA社が保存していた申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が昭和32年3月31日と記

載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から平成 4 年 2 月 26 日まで
② 平成 4 年 2 月 26 日から 9 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、勤務していたA社が昭和55年10月に厚生年金保険の適用事業所になった時の標準報酬月額は38万円であったのに、翌年の56年5月から13万4,000円に引き下げられている。毎月30万円以上の給与を支給されていたので、申立期間①について、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成4年2月26日となっているが、9年3月に退職するまで勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票に記載されている従業員13名のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年10月1日付けで、申立人を含め5名の営業職の従業員が被保険者資格を取得している。

しかし、申立人以外の営業職4名の標準報酬月額は、申立人と同じく昭和56年5月に申立人と同額又はほぼ同額に引き下げられていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという状況は認められず、当時の事業主及び当該4名の同僚にも連絡がとれないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確

認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、昭和55年10月1日は38万円、翌56年5月1日は月額変更により13万4,000円と記録されており、これらの標準報酬月額は社会保険庁のオンライン記録と一致しているほか、社会保険事務所において、申立人の同被保険者原票とオンライン記録とを照合した結果の措置として、平成18年3月8日に、55年10月1日の標準報酬月額が41万円から38万円に訂正されているものの、同社が遡及して標準報酬月額を訂正するなどの不自然な記録の訂正等の形跡は認められず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人はA社が平成7年7月ころに事業所を移転した際の状況について具体的に述べており、少なくとも同年7月までは同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、申立人は、「平成4年ころに事業主から源泉徴収から確定申告に変更するよう指示を受け、その後3年から4年の間、税務署へ出向き確定申告を行った。」と述べていることや、当時の関係者が「平成に入ってから会社の経営も徐々に縮小してきたようだ。」と述べていることから、事業主は、当時、同社で一人だけ厚生年金保険の被保険者となっている申立人の被保険者資格の喪失手続を行うため、申立人に対し確定申告を行うよう指示したものと考えられ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失届が提出された平成4年2月26日以降は、事業主は申立人の源泉徴収を行わず、申立人は個人事業主扱いの従業員として勤務していたものと推認される。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、唯一、申立期間②当時在籍していた事業主にも連絡がとれないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び供述を得ることができず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
勤務していたA社の厚生年金保険の資格取得日が昭和 45 年 8 月 1 日となっているが、45 年 4 月に作成した私の履歴書には「45 年 3 月 A社B支店入社」と書いてあり、同月から社会保険料が給与から引かれていたはずである。申立期間についてA社の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び当時の同僚の供述等から、申立人は申立期間にA社B支店で勤務していたことが推認できる。

しかし、当時の事業主は、「社会保険には販売実績ができてから加入させていたと思う。」と述べており、事情を聴取できた当時の同僚の厚生年金保険の加入記録をみても、入社後すぐに厚生年金保険に加入させている状況はみられない。

また、A社はすでに廃業しており、当時の社会保険関係資料は保管しておらず不明であり、同僚からも保険料控除に係る具体的な供述等が得られないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が昭和 45 年 8 月より前に提出された形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

昭和 45 年 3 月から平成 3 年 7 月まで A 社 B 工場に勤務していた。このうち、申立期間①は 24 万円から 22 万円に、申立期間②は 28 万円から 26 万円に厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。当時は、定期昇給等で毎年のように標準報酬月額が上がっていたはずであり、下がっているのは納得できない。調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金基金加入員台帳に記載されている基本給によると、A 社に基金が設立された昭和 46 年 4 月から、申立人が同社 B 工場を退職する平成 3 年 7 月までの基本給については、定期昇給等で毎年上がっていることが確認できる。

しかし、A 社では、申立期間①及び②に係る給与額や厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料を保有していないとしていることから、申立人の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人及び A 社から、当時支給されていた手当及び同支給額を聴取し、金額が確認できない残業手当を除き、申立人の厚生年金基金加入員台帳の基本給に、聴取した手当支給額を加えて算出した標準報酬月額は、申立期間①及び②共に、記録上の標準報酬月額の範囲内にほぼ納まっており不自然さは無い。

さらに、申立期間における社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と厚生年金基金の記録上の標準報酬月額は一致しているほか、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額を

さかのぼって訂正した形跡は無く、社会保険事務所において不合理な処理が行われた状況はみられない。

一方、申立人の標準報酬月額は、申立期間①については昭和 54 年 10 月及び 55 年 10 月に定時決定されており、申立期間②については昭和 58 年 10 月に定時決定されている。当該決定は、通常、5 月から 7 月までの 3 か月間に実際に支払われた給与の総額を 3 月で除した額を、標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められており、申立人の残業手当等の減少などにより、前年度の標準報酬月額より減額されていても不自然とは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。